

健全化判断比率等の概要について

1 財政健全化法について

地方公共団体は、財政破たん団体の発生を未然に防ぐため制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)の定めにより、健全化判断比率や資金不足比率を算定し、自治体の財政状況を全面的に把握した上で、議会への報告及び公表をしなければならないとされています。

健全化判断比率には財政状況の健全度を示す4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)があり、各比率に対して『早期健全化基準』、『財政再生基準』が設けられています。当該団体の比率がこの基準を超える場合には【財政健全化計画】、【財政再生計画】を策定し健全化を目指すこととなります。

また、資金不足比率は、各公営企業の経営状況の健全度を示しており、当該団体の比率が『経営健全化基準』を超えた場合、その公営企業は【経営健全化計画】を策定し健全化を目指すこととなります。

2 健全化判断比率等の対象範囲

			《1》 実質赤字比率	《2》 連結実質赤字比率	《3》 実質公債費比率	《4》 将来負担比率
普通会計(一般会計)			《A》 資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
公営事業会計	国民健康保険特別会計					
	介護保険特別会計					
	後期高齢者医療特別会計					
	公営企業会計	法適用	水道事業会計			
			下水道事業会計			
			公共下水道事業 農業集落排水事業			
		法非適用	田窪第2工業団地特別会計			
			吉久工業団地特別会計			
	一部事務組合 (松山衛生事務組合、市町総合事務組合等)					
	東温市土地開発公社					

3 健全化判断比率

《1》実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

《2》連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

「連結実質赤字額」: 一般会計及び公営事業会計(特別会計)の実質収支額及び資金不足・剰余額の合計。

《3》実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。《3か年平均》

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

「元利償還金」：一般会計における当該年度の地方債の元利償還金。

「準元利償還金」：一般会計からの繰出し金や他団体の負担金のうち地方債の償還に充てたものなど、元利償還金に準ずるもの。

「元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」

：当該年度の普通交付税算定において公債費の償還に対して措置される基準財政需要額。

《4》将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

「将来負担額」：地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、企業会計に対する繰出見込額、組合への負担見込額、退職手当負担見込額等。

「充当可能財源等」：公債費に充当可能な基金及び特定財源や基準財政需要額算入の見込額。

4 資金不足比率

《A》資金不足比率

公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$$

「資金の不足額」：実質収支の不足額。
「事業の規模」：料金収入額等。